別表六（十二）　記載要領

1　この表は、青色申告書を提出する法人が租税特別措置法第42条の５第２項（高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「措法第42条の５第１項各号の該当号　⑴」の欄は、所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第７号）附則第88条第１項（高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）の規定により読み替えて適用する租税特別措置法第42条の５第１項第２号に定める減価償却資産にあつては、「第１号」と記載すること。

3　「法人税法上の圧縮記帳による積立金計上額　⑼」の欄は、法第42条から第49条まで（圧縮記帳）の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理したときは、その経理した金額を記載すること。

別表六(十四)を削る。

別表六(十三)の表中

平　・　・	平　・　・	平　・　・	平　・　・	平　・　・
平　・　・	平　・　・	平　・　・	平　・　・	平　・　・

を

・　・	・　・	・　・	・　・	・　・
・　・	・　・	・　・	・　・	・　・

に、

調整前法人税額超過構成額（別表六(二十七)「７の⑪」）	を	調整前法人税額超過構成額（別表六(二十八)「７の⑨」）	に、	調整前法人税額超過構成額（別表六(二十七)「７の⑩」）	を	調整前法人税額超過構（別表六(二十八)「７の⑧」）